

奈良教育大学次世代教員養成センター運営委員会規則

平成25年6月21日
制 定

改正 平成25年 9月26日規則第22号
改正 平成26年 3月20日規則第15号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成27年10月23日規則第48号
改正 平成29年 7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学次世代教員養成センター規則（平成25年奈良教育大学規則第16号）第16条第2項の規定に基づき、奈良教育大学次世代教員養成センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学次世代教員養成センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 教育及び研究に関すること。
- 四 次世代教員養成に関わる事業の推進に関すること。
- 五 広報に関すること。
- 六 情報基盤の整備・維持・運用管理に関すること。
- 七 前各号に関し、京都教育大学及び大阪教育大学との連携に関すること。
- 八 その他運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 次世代教員養成センター長（以下「センター長」という。）
- 二 次世代教員養成センター副センター長
- 三 センター担当教員（次世代教員養成センター）
- 四 センターの特任教員及び兼務教員の中からセンター長が指名する教員
- 五 次の各分野から互選された教員（センター担当教員を除く。）
 - ア 教育・文科系（学校教育、教職開発、国語教育、社会科教育及び英語教育の各講座） 1人
 - イ 理科・芸体系（数学教育、理科教育、技術教育、家庭科教育、音楽教育、美術教育及び保健体育の各講座） 1人
- 六 附属学校部運営委員会から推薦された者 1人
- 七 京都教育大学及び大阪教育大学の教員 各1人
- 八 学長が指名する者 若干名
- 九 教育研究支援課長

2 前項第四号から第八号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号から第八号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員会は必要に応じて、委員長の職務を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

4 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、各課の協力を得て、教育研究支援課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則 (平成25年規則第17号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第22号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年規則第48号)

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。